

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第36号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条都市景観部の款市街地景観課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 屋外広告物の適正化に係る資金の融資に関すること。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)